福島	ＦＳ	江東	ＴＫＫ	伊勢志摩	ＭＥＩ	福	ＦＯ
会津	ＦＳＡ	葛飾	ＴＫＵ	鈴鹿	ＭＥＳ	佐賀	ＳＡＳ
郡山	ＦＳＫ	足	ＴＯＡ	三	ＭＥ	佐	ＳＡ
白河	ＦＳＳ	八王子	ＴＫＨ	滋賀	ＳＩＳ	長崎	ＮＳ
いわき	ＦＳＩ	多摩	ＴＫＴ	滋	ＳＩ	佐世保	ＮＳＳ
水戸	ＩＧＭ	多	ＴＯＴ	京都	ＫＴＫ	熊本	ＫＵＫ
土浦	ＩＧＴ	横浜	ＫＮＹ	京	ＫＴ	熊	ＫＵ
つくば	ＩＧＫ	川崎	ＫＮＫ	大阪	ＯＳＯ	大分	ＯＴ
茨城	ＩＧＩ	湘南	ＫＮＮ	なにわ	ＯＳＮ	宮崎	ＭＺ
茨	ＩＧ	相模	ＫＮＳ	堺	ＯＳＳ	鹿児島	ＫＯＫ
宇都宮	ＴＧＵ	神	ＫＮ	和泉	ＯＳＺ	奄美	ＫＯＡ
那須	ＴＧＮ	山梨	ＹＮ	大	ＯＳ	鹿	ＫＯ
とちぎ	ＴＧＣ	富士山	ＹＮＦ	泉	ＯＳＩ	沖縄	ＯＮＯ
栃木	ＴＧＴ	新潟	ＮＧＮ	神戸	ＨＧＫ	沖	ＯＮ
栃	ＴＧ	長岡	ＮＧＯ	姫路	ＨＧＨ		

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年五月十一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に道路運送車両法の規定により登録された自動車登録番号又は指定を受けた車両番号であつて、この省令の施行により新たに自動車登録規則第十三条又は道路運送車両法施行規則第三十六条の十七、第三十六条の十八若しくは第六十三条の二第四項に規定する自動車登録規則別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。